

国民健康保険加入者の方へ 特定健康診査受診券を発行します

国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方は、3月末に郵送している特定健康診査受診券を使い、無料で特定健康診査を受診できます。

なお、次の条件に該当する方は、受診券をお持ちでなくても無料で受診できます。受診を希望する方はご連絡ください。

- ・令和5年（2023年）4月1日以降に国民健康保険に加入した40歳以上の方
- ・令和5年度（2023年度）中に75歳になる方で、75歳の誕生日までに特定健康診査の受診を希望する方
- ・国民健康保険税滞納世帯の40歳以上の方で、全額納付が完了した方

問 健康推進課（金屋庁舎）

後期高齢者医療保険制度にご加入の方 医科・歯科健康診査

後期高齢者医療保険に加入している方は、年1回、医科健康診査と歯科健康診査を受診できます。

対象者の方には、5月下旬に受診券を和歌山県後期高齢者医療広域連合から直接お送りします。受診券発行の申し込みをする必要はありません。

ん。なお、受診券を紛失した場合や不明点がある場合はお問い合わせください。

【医科健康診査】

●対象者／被保険者全員

●検査項目（全員に実施する項目）

／問診、計測（身長、体重、BMI、血圧）、診察（身体診察）、血液検査（脂質、肝機能、糖代謝、腎機能、尿酸、貧血など）、尿検査（糖、タンパク、潜血）

●検査項目（医師が必要と判断した方に追加で実施する項目）／心電図検査、眼底検査

●実施期間／6月1日（木）～令和6年（2024年）2月29日（木）

●自己負担額／無料

●持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

●実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

●その他

すでに同様の検査を受けている場合や、病院・介護施設に入院・入所している方など定期的に健康管理が行われている場合は、必ずしも受ける必要はありません。

生活習慣病の治療などで定期的に医療機関を受診している方は、受ける必要があるか、主治医に相談してください。

【歯科健康診査】

●対象者／令和5年（2023年）3月末で75歳・80歳・85歳の方と90歳以上の被保険者

●検査項目／問診・口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）、口腔機能検査（噛むむ能力・舌機能・嚥下（飲み込み）機能）

●実施期間／6月1日（木）～令和6年（2024年）2月29日（木）

●自己負担額／無料

●持ち物／保険証、受診券、受診票・問診票

●実施場所／受診券と同封している実施医療機関一覧に記載されている医療機関

●和歌山県後期高齢者医療広域連合（和歌山市吹上2丁目1番22号）
☎073・428・6688

年金

産前産後期間の保険料免除

「産前産後期間保険料免除制度」とは、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（産前産後期間）の国民年金保険料が免除される制度です。産前産後期間として

認められた期間は、保険料を納めたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※出産とは妊娠85日（4カ月）以上の出産を言い、死産、流産、早産の場合を含みます。

●対象者／国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年（2019年）2月1日以降の方

●届け出書提出先／住民課（吉備庁舎）、やすらぎ福祉課（金屋庁舎）、清水行政局住民福祉室、各出張所
※届け出は出産前と後、どちらでもできます。

●届け出に必要なもの

・年金手帳またはマイナンバーカード

・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

・母子健康手帳など（出産前に届ける場合。出産予定日を明らかにできる書類）

※死産などの場合は、そのことを明らかにできる書類が必要。

問 住民課（吉備庁舎）・和歌山西年金事務所
☎073・447・1660